⑵　［略］
⑶　代表者の役職氏名
　半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
⑷　代理人の氏名又は名称
　本邦内に住所を有する者であって、半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下⑷において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。
［⑸・⑹　略］
⑺　本国における法制等の概要
　当中間会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。
［⑻～⒀　略］
⒁　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等
　ａ　当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。
　ｂ　［略］
⒂　発行済株式総数及び資本金の推移
　ａ　当中間会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。
　　なお、資本金の増減については、その増減の金額が当中間会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、中間会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
　ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。
　　合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
　　新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
　　発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
　ｃ　新株予約権を発行している場合には、当中間会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。
　ｄ　当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
⒃　大株主の状況
　ａ　当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

⑵　［同左］
⑶　［同左］
　四半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
⑷　［同左］
　本邦内に住所を有する者であって、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下⑷において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。
［⑸・⑹　同左］
⑺　［同左］
　当四半期会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。
［⑻～⒀　同左］
⒁　［同左］
　ａ　当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。
　ｂ　［同左］
⒂　［同左］
　ａ　当四半期会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。
　　なお、資本金の増減については、その増減の金額が当四半期会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、四半期会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
　ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。
　　合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
　　新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当四半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
　　発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
　ｃ　新株予約権を発行している場合には、当四半期会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。
　ｄ　当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
⒃　［同左］
　ａ　当四半期会計期間が第２四半期会計期間（第１四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。）の翌四半期会計期間をいう。ｂにおいて同じ。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。